

令和７年度

一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線

モアシヨロ原野地区の環境影響に関するワークショップ設置要領

（目的）

第１ 活発な火山活動を続けている雌阿寒岳の麓に位置するオンネトー湖周辺からの避難路に位置付けられている一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線の道路整備の計画策定にあたり、当該地域は阿寒摩周国立公園内に位置し優れた自然環境を有していることから、学識経験者から意見を聴取し周辺環境に配慮した高度な社会資本整備を行うため、平成２８年度から「一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線モアシヨロ原野地区の環境影響に関する懇談会」を設置し環境調査を進めてきたところであるが、より広範囲の意見を聴取し事業を円滑に推進するため、地域の代表者や自然環境団体等が参加するワークショップを設置する。

（議題）

第２ ワークショップの議題は次のとおりとする。

- (1) 環境調査結果に関する意見聴取
- (2) 環境影響に関する意見聴取

（構成）

第３ ワークショップは、懇談会構成員および一般参加者などをもって構成する。

- ２ 一般参加者は、公募により地域住民や当該地区の自然環境に見識のある団体とする。

（運営）

第４ ワークショップは、必要に応じて十勝総合振興局長が招集し、主催する。

- ２ ワークショップに座長を置き、十勝総合振興局長が指名する。
- ３ 座長は、ワークショップの意見交換会の議事進行をする。
- ４ 座長が欠席する場合は、座長があらかじめ選任した者がその職を代理する。

(公開)

第5 ワークショップの公開は、「一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線モアシヨロ原野地区の環境影響に関する懇談会の公開について」による。

(庶務)

第6 ワークショップの庶務は、十勝総合振興局帯広建設管理部事業室が担当する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、ワークショップの運営その他の必要事項は、ワークショップに諮り、十勝総合振興局長が定める。

附 則

この要領は、令和7年8月18日から施行する。